

## 畜産経営緊急救済事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (5月下旬頃まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日

○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。  
※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

#### 【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先にメール又は郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

実績報告書提出後、事務調査を行います。事業が適正に行われていたことを確認後、1か月以内に補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部・畜産振興局畜産振興課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7831 chikusan@pref.tottori.jp